3　百里空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
4　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
5～11　（略）
（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）
第六十七条　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。
2　（略）

3　百里空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
4　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
5～11　（略）
（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）
第六十七条　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。
2　（略）

3　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。
二～四　（略）
4・5　（略）
（所掌事務）
第八十一条　空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
2　大島空港出張所、神戸空港出張所及び対馬空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。
一～三　（略）
四　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。

3　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。
二～四　（略）
4・5　（略）
（所掌事務）
第八十一条　空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
2　大島空港出張所、神戸空港出張所及び対馬空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。
一～三　（略）
四　航空交通情報システムによる国内航空通信の実施及び航空交通情報システム施設の保守に関すること。

附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六号
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第二項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十一年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一
航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令
航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（航空交通管理管制運航情報官）	（航空交通管理管制運航情報官）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　航空交通管理管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　航空交通管理管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　航空交通管制に必要な情報の処理を行うシステム（以下「管制情報処理システム」という。）による航空通信の実施並びに当該航空通信により収集した情報の整理に関すること。	三　国内及び国際航空通信における航空交通に関連する情報の中継を行うシステム（以下「航空交通情報システム」という。）による航空通信の実施並びに当該航空通信により収集した情報の整理に関すること。
3～6　（略）	3～6　（略）